

## 学校法人城南学園役員の報酬等に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人城南学園（以下「法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員の報酬、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び職員理事をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長等を含む）としての給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号以外の理事及び監事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則及び退職金規則に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

**第3条** 役員には、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 理事長に対しては、毎月の学園の職員の給与支給日に別表1の額を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、3月に別表2の年額を支給する。
- (3) 非常勤役員に対しては、3月に別表2の年額を、法人業務のための勤務の都度日額を支給する。

(賞与の支給)

**第4条** 理事長に対しては、7月及び12月に別表3に定める算式により算出される額の賞与を支給する。

(費用)

**第5条** 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学園の職員に準ずる。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

**第6条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第7条** この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年9月5日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 理事長の報酬額（月次給与総額）

|       |            |
|-------|------------|
| 理 事 長 | 月 額 140 万円 |
|-------|------------|

別表2 職員理事、非常勤役員の報酬額（役員手当）

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 職 員 理 事   | 年 額 16 万円                        |
| 非 常 勤 役 員 | 年 額 16 万円<br>法人業務のための勤務 日 額 1 万円 |

別表3 理事長の賞与額

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 理 事 長 | 7 月 報酬月額 × 1.5 ヶ月分<br>12 月 報酬月額 × 2.0 ヶ月分 |
|-------|-------------------------------------------|